

見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第34号

見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

見附市火災予防条例施行規則（昭和37年見附市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号様式中

「

全出力又は 定格容量	k W AH・セル
---------------	--------------

」を

「

全出力又は 蓄電池容量	k W k Wh
----------------	-------------

」に改め、同様式備考中「定格

容量の欄」を「蓄電池容量の欄」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。